平成２４年（フ）第１００２号
札幌市中央区南18条西12丁目３番24号　大和マンション201号
債務者　林田　慎也
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２０号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地11　エメラルドグリーンビル３―603号
債務者　高坂　健一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７８号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番10―207号
債務者　舩切　克也
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３０号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅７―502
債務者　高橋　千恵
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８７号
札幌市西区発寒１条４丁目４番18―208号
債務者　三井　順子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８３号
北海道千歳市真々地４丁目２番７号
債務者　島田　英樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３１号
札幌市中央区南９条西７丁目１番１―207号
債務者　山崎　理香
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７０号
堺市南区御池台２丁７番１―308号
債務者　飯田　伊頼
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
大阪府柏原市玉手町18番27―307号
債務者　谷山　義人
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
堺市美原区北余部西４丁目２番７―202号
債務者　村角　和代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
堺市堺区三宝町１丁14番地63
債務者　竹田　杏奈（旧姓村角）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０８号
堺市美原区北余部227番地17
債務者　宮田　正浩
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
高知市鳥越154番地54
債務者　山野上清重
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２０号
高知市薊野東町８番２号
債務者　和田奈弥子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２１号
長崎県長崎市橋口町22番25―104号
債務者　谷口スエ子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４３号
横浜市中区本牧宮原11番２―108号
債務者　工藤　康彦
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８５号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目17番８号　メゾンドジロー202
債務者　小松崎利幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９５号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目５番３―73号
債務者　岩井　亜樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部